

新型コロナウイルス感染拡大防止対策によって、経済的困難を抱える住民の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料の減免を行うことを求める要請書を和歌山市長に提出。

5月15日金曜日に市社保協事務局、市年金者組合の崎山さん萩野さん、新婦人の南本さん山塚さん佐々木さん5名と市議員の南畑さん坂口さんが同席で市長宛に提出を行いました。

中村秘書室長に手渡しました。

国からは「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）により、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされています。また介護保険料についても「感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について」において、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険料の減免を行うことができるとされました。

収入が減少する中で、いわゆる固定費負担が重くのしかかります。これら通知をもとに、地域住民の苦難解消のために、和歌山市において社会保険料の負担軽減を実施するように要請しました。

《 要請は次の2項目です。 》

1. 国民健康保険料と後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料の減免を早急  
に実施すること。
2. 国民健康保険料と後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料の減免を実施  
することについて、被保険者に広報し、周知徹底すること。

《 国保課から回答がありました。 》

- ① 国から全国共通で減免の通知がされているのでそれに基づいて条例の変更など  
行うことにしている。
- ② 個別の状況に応じて、納付の相談も実施する方向。
- ③ 6月の納付書の通知にも載せるようにしている。
- ④ ホームページにも、確定すれば、公表する。

国保副課長の小山さんから口頭回答です。